



【改修予定箇所が確認できる図面（平面図・立面図）の作成について】

- ・原則として平面図と立面図を添付してください。
- ・改修予定箇所だけでなく、申請者本人の日常生活上の動線や家事動線が分かるよう平面図を作成してください。
- ・動線が分かるよう、部屋の用途や出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」などの場所を明記してください。
- ・既存改修箇所や福祉用具貸与がある場合は、明記してください。
- ・改修予定箇所には通し番号を振り（例：①～）理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。
- ・段差のある部分の改修については、高低差が分かるように明記してください。

※この資料は介護保険住宅改修工事の概要を示すものであり、建築基準法等の適法性が担保されたものではありません。